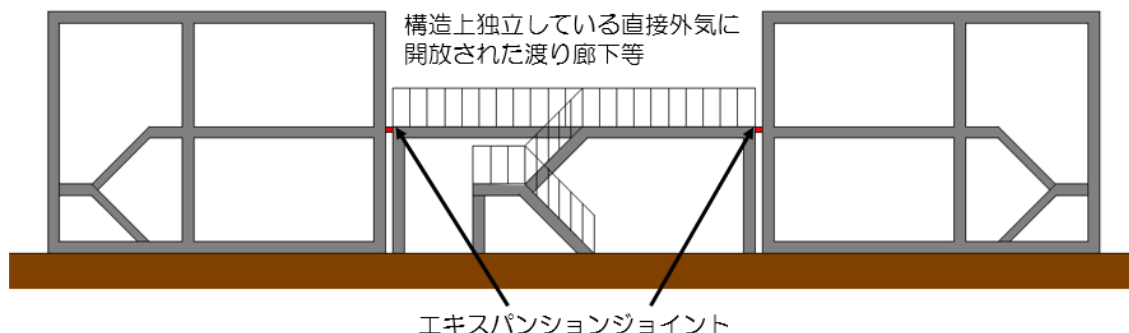


第2 消防用設備等の設置単位

- 1 消防用設備等の設置単位は、建築物である防火対象物については、特段の規定（令第8条、第9条、第9条の2、第19条第2項、第27条第2項）のない限り、棟であり、敷地ではないこと。

棟とは、原則として独立した一の建築物又は独立した一の建築物が相互に接続されて一体となったものをいう。

建築物と建築物がエキスパンションジョイントで接続されているものは、本基準の適用に際しては構造的に接続されているものとして取り扱うこと。ただし、構造上独立している直接外気に開放された渡り廊下等で、エキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接しているもの（一の建築物から発生した火災が、渡り廊下を介して延焼するおそれがないもの及び建築関係法令について、各々の建築物内で適合しているものに限る。）を除く。



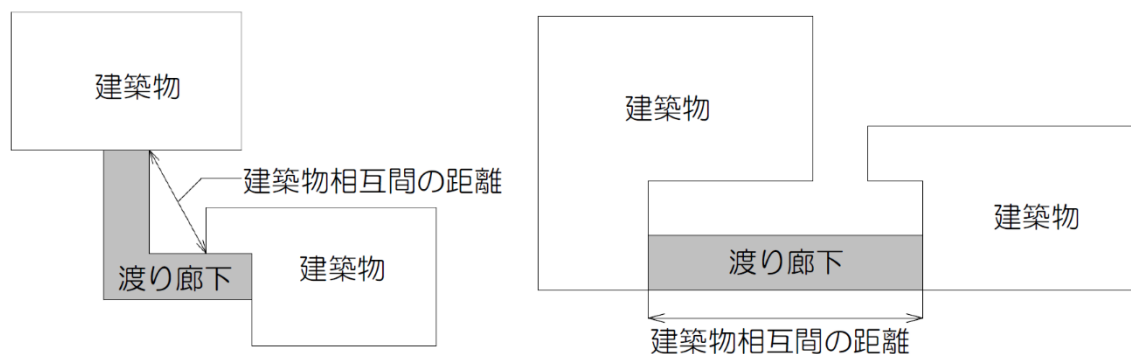
- 2 一の建築物が相互に接続され一体となったものでも、以下の基準に該当する場合は別棟として取り扱うことができるものとする。この場合、原則として令別表第1の適用にあたっては別の防火対象物として取扱うものであること。

(1) 建築物と建築物とが地階以外の階において渡り廊下で接続されている場合で、次のアからウまでに適合している場合。

ア 渡り廊下は、通行又は運搬の用途のみに供され、かつ、可燃性物品等の存置その他通行上の支障がない状態のものであること。（コンベア等を使用し物品等を運搬するものを含む。）

イ 渡り廊下の有効幅員は、接続される一方又は双方の建築物の主要構造部が木造である場合は3m未満、その他の場合は6m未満であること。

ウ 接続される建築物相互間の距離は、1階にあつては6m、2階以上の階にあつては10mを超えるものであること。ただし、次の(ア)から(ウ)までに適合する場合はこの限りでない。



※建築物相互間の距離＝渡り廊下の接続部を結んだ距離

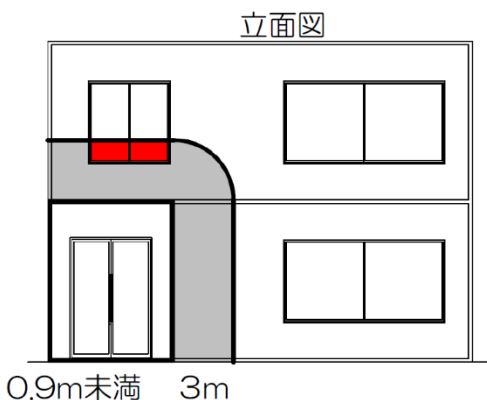
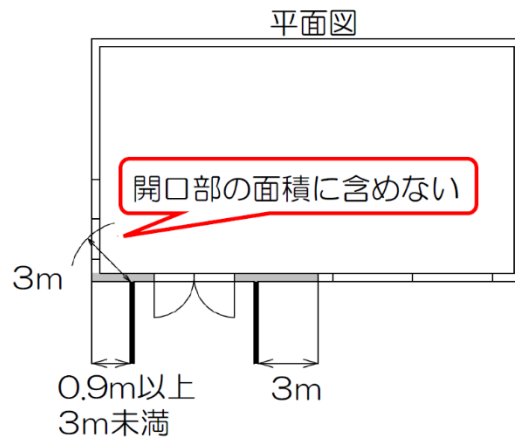
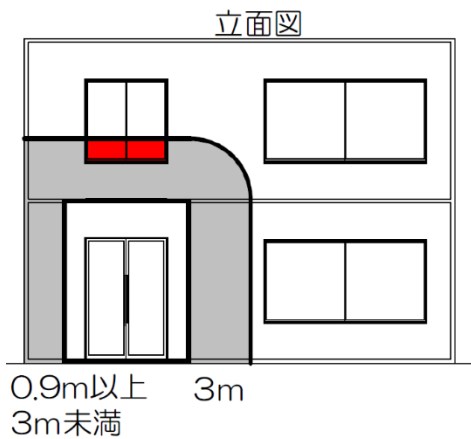
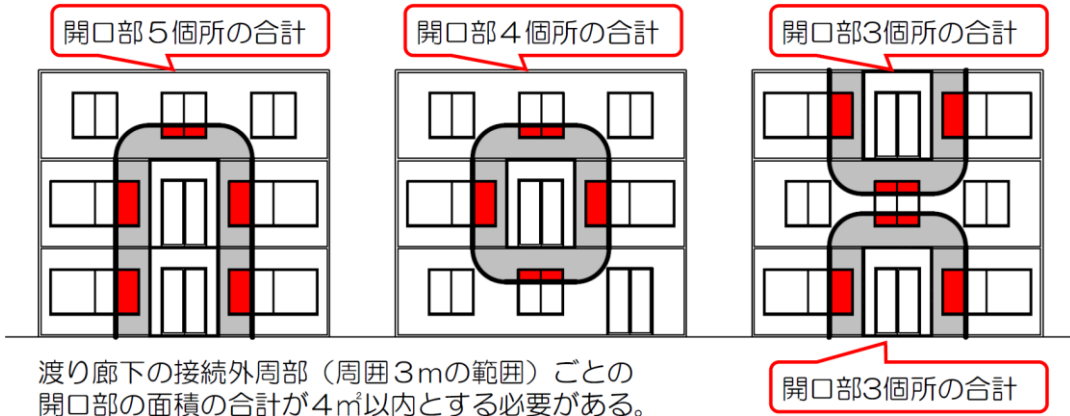
(ア) 接続される建築物の外壁及び屋根（渡り廊下の接続部分からそれぞれ3m以内の距離にある部分に限る。次の(イ)において同じ。）については、次のa又はbによること。

なお、渡り廊下の接続部分からの3m以内の範囲は、原則として、建築物の渡り廊下の存する側以外の面へ回り込まないものとする（渡り廊下の接続部分から幅90cm以上の距離を有している場合に限る。）。

- a 耐火構造又は防火構造で造られていること。
- b 耐火構造又は防火構造のへいその他これらに類するもの又は閉鎖型スプリンクラー設備若しくはドレンチャー設備で延焼防止上有効に防護されていること。

(イ) 前(ア)の外壁及び屋根には開口部を有しないこと。ただし、面積4㎡以内の開口部で特定防火設備又は防火設備が設けられている場合にあつては、この限りでない。

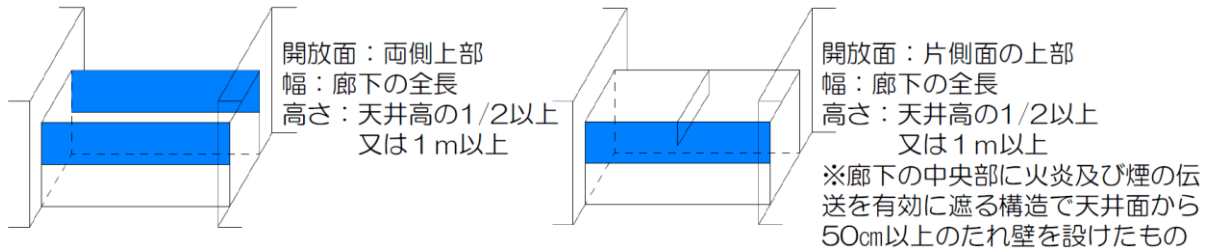
【接続周囲の開口部の例】



(ウ) 渡り廊下については、次のa又はbによること。

a 吹抜け等の開放式であること。

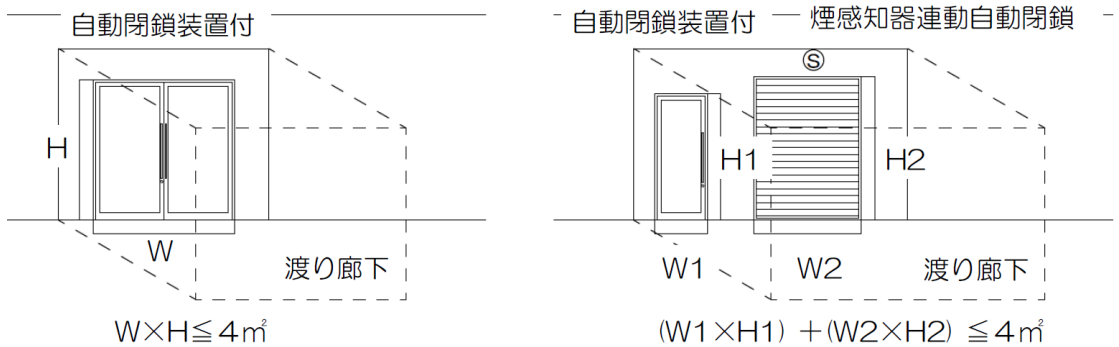
【開放式の渡り廊下の例】



b 開放式以外のものについては、次の(a)から(c)までに適合するものであること。

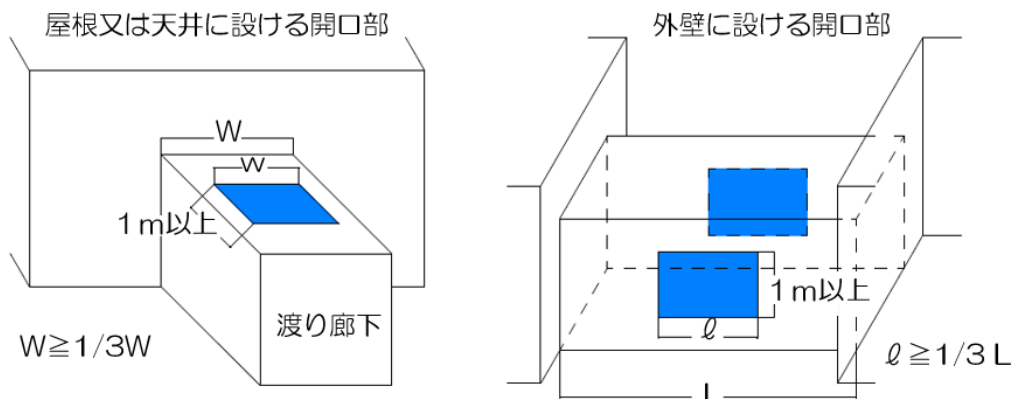
(a) 建基令第1条第3号に規定する構造耐力上主要な部分を鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造とし、その他の部分を準不燃材料で造ったものであること。

(b) 建築物の両端の接続部に設けられた開口部の面積の合計は、いずれも4㎡以下であり、当該部分は特定防火設備又は防火設備で随時開くことができる自動閉鎖装置付きのもの又は煙感知器の作動と連動して自動的に閉鎖する構造のものが設けられていること。

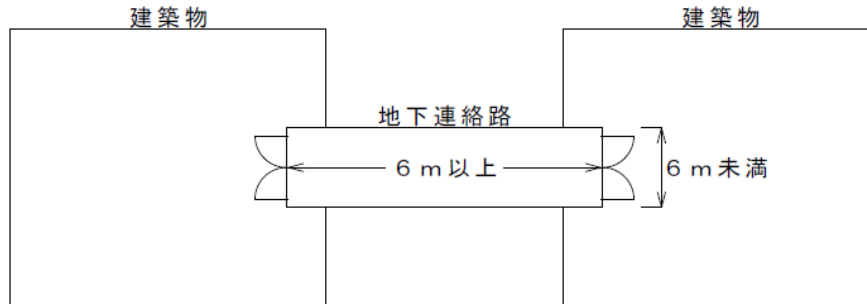


(c) 次の自然排煙用開口部又は機械排煙設備が排煙上有効な位置に、火災の際容易に開放するように設けられていること。ただし、閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備又はドレンチャー設備が設けられているものにあつてはこの限りでない。

① 自然排煙用開口部については、その面積の合計が1㎡以上であり、かつ、屋根又は天井に設けるものにあつては、渡り廊下の幅員の3分の1以上の幅で長さ1m以上のもの、外壁に設けるものにあつては、その両側に渡り廊下の3分の1以上の長さで高さが1m以上のものその他これらと同等以上の排煙上有効な開口部を有するものであること。



- ② 機械排煙設備にあつては、渡り廊下の内部の煙を有効、かつ、安全に外部へ排出することができるものであり、電気で作動するものにあつては非常電源が附置されていること。
- (2) 建築物と建築物が地下連絡路（天井部分が直接外気に常時開放されているもの（ドライエリア形式のもの）を除く。以下同じ。）で接続されている場合で、次のアからクまでに適合する場合。
- ア 接続される建築物又はその部分（地下連絡路が接続されている階の部分を含む。）の主要構造部は、耐火構造であること。
- イ 地下連絡路は、通行又は運搬の用途のみに供され、かつ、可燃物品等の存置その他通行上の支障がない状態のものであること。
- ウ 地下連絡路は、耐火構造とし、かつ、その天井及び壁並びに床の仕上げ材料及びその下地材料は、不燃材料であること。
- エ 地下連絡路の長さ（地下連絡路の接続する両端の出入口に設けられた防火設備相互の間隔をいう。）は6 m以上であり、その幅員は6 m未満であること。ただし、双方の建築物の接続部に閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備又はドレンチャー設備が延焼防止上有効な方法により設けられている場合は、この限りでない。



- オ 建築物と地下連絡路とは、当該地下連絡路の両端の出入口の部分を除き、開口部のない耐火構造の床又は壁で区画されていること。
- カ 前オの出入口の開口部の面積は4 m²以下であること。
- キ 前オの出入口には、特定防火設備で常時閉鎖型自動閉鎖式のもの又は煙感知器連動閉鎖式のものが設けられていること。
- ク 地下連絡路には、(1)ウ(ウ) b (c)により排煙設備が設けられていること。ただし、閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備が設けられている場合は、この限りでない。
- (3) 建築物と建築物が洞道で接続されている場合で、次のアからオまでに適合する場合。
- ア 建築物と洞道とは、洞道が接続されている部分の開口部及び当該洞道の点検又は換気のための開口部（接続される建築物内に設けられるもので2 m²以下のものに限り。）を除き、開口部のない耐火構造の床又は壁で区画されていること。
- イ 洞道は耐火構造又は防火構造として、その内側の仕上げ材料及びその下地材料は不燃材料であること。
- ウ 洞道内の風道、配管、配線等が建築物内の耐火構造の壁又は床を貫通する場合は、当該貫通部において、当該風道、配管、配線等と洞道及び建築物内の耐火構造の壁又は床とのすき間を不燃材料で埋めてあること。ただし、洞道の長さが20mを超える場合にあつては、この限りでない。
- エ 前アの点検のための開口部（建築物内に設けられているものに限り。）には、特定防火設備又は防火設備（開口部の面積が2 m²以上のものにあつては、自動閉鎖装置付きのものに限り。）が設けられていること。

オ 前アの換気のための開口部で、常時開放状態にあるものにあつては、防火ダンパーが設けられていること。

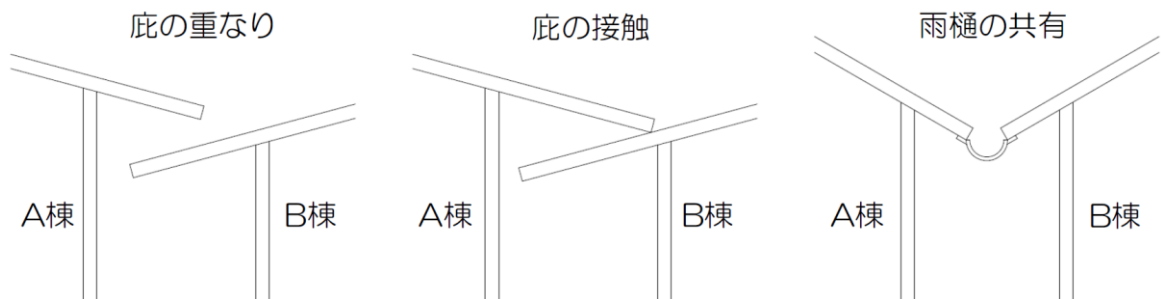
- (4) 渡り廊下部分等の消防用設備等の設置については、原則として、延べ面積の大きな防火対象物に設置される消防用設備等を設置すること。

ただし、渡り廊下及びそれぞれの棟の用途、位置、構造又は設備の状況から判断し、火災の発生又は延焼のおそれが著しく少なく、かつ、火災等の災害による被害を最小限度に止めることができると認められる場合、これによらないことができる。

- (5) 建築物と建築物が庇、軒先等で接続されている場合

建築物と建築物が雨どいを共有する場合又は庇（屋根を含む。以下同じ。）と庇が重なり合っている場合若しくは接している場合は、別棟として取り扱って差し支えないものであること。

【庇等で接続されている場合で消防用設備等を別棟規制できる例】



建築物相互が構造的に結合されていない場合、一の建築物には含まれない。